

令和2年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和2年3月10日（火曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第2号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	委員会報告第3号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 6	議案第9号	令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第7号）
日程第 7	議案第10号	令和元年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第11号	令和元年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 9	議案第12号	令和元年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第13号	令和元年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第14号	令和元年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
日程第12	議案第15号	令和元年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
日程第13		令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第14	議案第16号	豊頃町課設置条例の一部改正
日程第15	議案第17号	豊頃町外通勤者助成金交付条例の一部改正
日程第16	議案第18号	豊頃町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
日程第17	議案第19号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定
日程第18	議案第20号	豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更
日程第19	議案第21号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更
日程第20	議案第22号	定住自立圏形成協定の変更

- 日程第21 同意案第1号 豊頃町教育委員会委員の任命
 日程第22 同意案第2号 豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任
 日程第23 休会の議決

◎出席議員（9名）

- | | |
|-------------|--------------|
| 1番 石田 貢 君 | 2番 小笠原 茂 人 君 |
| 3番 坂口 尚 示 君 | 4番 岩 井 明 君 |
| 5番 杉野 好 行 君 | 6番 大崎 英 樹 君 |
| 7番 大谷 友 則 君 | 8番 中村 純 也 君 |
| 9番 藤田 博 規 君 | |

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|-------------------|------------|
| 町 長 | 宮口 孝 君 |
| 副 町 長 | 菅原 裕 一 君 |
| 教 育 長 | 山本 芳 博 君 |
| 農 業 委 員 会 長 | 井下 睦 男 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 山口 浩 司 君 |
| 総 務 課 長 | 下重 博 光 君 |
| 企 画 課 長 | 山田 良 則 君 |
| 住 民 課 長 | 佐藤 則 仁 君 |
| 福 祉 課 長 | 千葉 孝 二 君 |
| 子 育 て 支 援 所 長 | 廣澤 行 位 君 |
| 産 業 課 長 | 神 義 宏 君 |
| 商 工 観 光 課 長 | 岩城 光 洋 君 |
| 施 設 課 長 | 越谷 光 裕 君 |
| 会 計 管 理 者 | 熊谷 雅 美 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 渡辺 良 英 君 |
| 教 育 委 員 会 教 育 課 長 | 二村 比 呂 志 君 |
| 消 防 署 副 署 長 | 波多野 明 君 |

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

- | | |
|---------|----------|
| 事 務 局 長 | 中川 直 幸 君 |
|---------|----------|

庶務係長 沢崎真司君

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和2年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に監査委員より、令和元年11月から令和2年1月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりでございますので、ごらんをいただきたいと思えます。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 令和2年第1回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。
初めに、令和元年度繰越明許費に係る各事業についてであります。
第5款農林水産業費に計上されております道営農地整備事業のうち、牛首別地区・幌岡地区・礼作別地区及び十弗西地区での区画整理並びに長節地区での暗渠排水及び区画整理につきましては、北海道開発予算の関係により、年度内実施が困難なため、それぞれ繰越明許費として翌年度に繰り越して事業を実施します。
次に、新型コロナウイルス対策についてであります。
新型コロナウイルスについては、国内でも感染拡大が進んでおり、2月27日には、十勝地方で初めての感染者が確認されました。感染防止対策については、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」及び平成27年に策定した「豊頃町新

型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき取り進めており、2月26日に開催した全体庁議において対策行動計画に基づく実施体制を確認するとともに情報共有を図り、各種イベントや会議等の中止や延期を協議、決定しております。

また、2月27日から3月24日までの間、小・中学校を休校とし、保育所及び学童保育所については、御家庭での保育が困難なお子さんを対象に、希望保育として運営を継続してまいります。

町民の皆様への情報提供については、広報3月号に関連記事の掲載とチラシを折り込むとともに、町ホームページにより行っており、今後も必要な情報提供に努めてまいりますと考えております。

感染拡大の長期化による国内経済への影響ははかり知れないものがあり、町民生活が経済産業にも影響を及ぼすものと懸念されることから、3月4日に「豊頃町新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、関係機関との連携を密にしながら情報収集に努め、必要な対策を講じてまいります。

現在のところ、町内での感染者は確認されておりませんが、今後とも町民の皆様が健康で過ごされますよう、また、一刻も早く感染症の拡大が収束するよう願っております。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番坂口尚示議員及び4番岩井明議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件については、大崎議会運営委員長から提出されました報告書は、事前に配付しております。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、朗読を省略した報告書)

委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件

(1) 令和2年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項

(2) 議長の諮問に関する事項

2、調査期日

令和2年3月5日

3、調査の経過

(1) 令和2年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項

令和2年3月3日招集告示のあった令和2年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月5日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

(2) 議長の諮問に関する事項

議長の諮問により、令和2年度豊頃町議会議員研修計画(案)及び新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について協議を行った。

4、調査の結果

(1) 令和2年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項

ア、会期及び会期日程等については、3月18日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会等からの決議の提出要請については、令和元年第4回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく総務文教常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会2日目に決議案を提出するものとした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、令和元年第4回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるもの2件とした。

エ、同意案第1号(豊頃町教育委員会委員の任命)及び同意案第2号(豊頃町固定

資産評価審査委員会委員の選任)については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月10日に開催するよう日程を調整した。

カ、本会議において新年度予算審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条の規定(質疑回数制限)を適用しない旨を会議に諮ることとした。

(2) 議長の諮問に関する事項

ア、令和2年度豊頃町議会議員研修計画(案)については、議長から諮問のあった内容を協議し、3月5日付け答申した。

イ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、議場内での長時間にわたる会議開催は、感染拡大防止の観点から好ましくなく、効率的な会議運営に努めるため、「論点の明確化を図り最小の質疑とすること。」、「報告(委員会)及び説明(町政執行方針及び教育行政執行方針)の朗読を省略すること。」、「本会議場での一般質問を行わず、書面による答弁とすること。」、「議場入場時のアルコール消毒、マスクの着用」を取り進めることとした。

以上。

●藤田議長 委員長による本会議での報告の朗読を省略し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第2号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第2号総務文教常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件については、小笠原総務文教常任委員長から提出されました報告書は事前に配付しております。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、朗読を省略した報告書)

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項

(1) 豊頃町立豊頃中学校改築等について

2、調査の方法

説明聴取

3、調査期日

令和元年10月29日、令和2年1月17日及び令和2年2月20日

4、調査の経過と結果

教育委員会が策定した「豊頃町立豊頃中学校改築等に関する計画」の概要、同計画に関する説明会及びパブリックコメントの実施状況並びに豊頃中学校改築等工事基本設計業務の契約等について調査を実施した。

(1) 「豊頃町立豊頃中学校改築等に関する計画」の概要

ア、計画の位置付け

教育委員会は、豊頃中学校校舎が築後40年を迎えることを踏まえ、平成27年から本町学校教育の環境について調査研究を開始し、文部科学省が将来求め描く学校教育の方向性と本町の今後の児童生徒の動向も見据え検討を進めてきた。平成30年9月には、豊頃町立学校校舎等建築検討委員会から「豊頃町立学校校舎等の建築のあり方について」の報告書が町長及び教育委員会に提出された。令和元年8月に策定した本計画は、上記報告書の意見を踏まえ、具体的な方策についてまとめたものである。

イ、本町学校の特色ある教育活動

本町の学校教育においては、「報徳のおしえ」を基盤に学習機会の設定や、小・中学校相互の連携教育を展開し、子どもたちの生きる力の醸成や健全育成の推進を図る特色ある教育活動を進めてきた。

ウ、各学校の現状及び将来見通し

本町の各学校の校舎の建築年、児童生徒数の推移と推計、学校教育上の課題をまとめた。

エ、今後の学校施設等のあり方

教育委員会は、豊頃中学校の改築に当たり、国の学校施設環境改善交付金事業の採択が可能と判断されること、現下の文部科学省の学校教育における方向性、本町の児童生徒数の推移、「報徳のおしえ」を基盤とする小・中連携教育などを総合的に検討し、将来的には小中一貫教育を効果的・効率的に実施できる学校施設整備を目指すとともに周辺環境整備等について次の内容を確認した。

①、豊頃中学校は、豊頃小学校に併設する形で移転改築する。

②、豊頃小学校と併設した豊頃中学校の運用開始は、令和5年4月を目指す。

③、移転改築後の豊頃中学校の敷地は、町営野球場や総合体育館などの社会体育施設を集約した運動公園ゾーンに位置付けるなど、今後、協議検討する。

④、幼・小・中の円滑な移行を考慮し、現豊頃小学校敷地周辺を文教ゾーンとすることを前提に、将来的な保育所のあり方や教員住宅の移転を検討する。

(2) 「豊頃町立豊頃中学校改築等に関する計画」の関係団体等への説明及びパブリックコメントの実施

教育委員会は、令和元年9月から、関係団体へ本計画の説明を行った。説明先は町内小・中学校教職員、各学校保護者、町内保育所保護者、社会教育委員、スポーツ推進員等である。また、令和元年11月1日から同年12月31日までの期間、町民から広く意見を集約するため、える夢館及び大津支所においてパブリックコメントを実施した。

関係団体への説明及びパブリックコメントにより、121件の意見が出され、教育委員会では、今後基本設計を進める中で意見が反映できるか検討していく。

(3) 豊頃中学校改築等工事基本設計業務の契約について

教育委員会は、豊頃中学校改築等工事基本設計業務の契約に当たり、公募型プロポーザル方式を活用した。公募型プロポーザル方式とは、設計業務受託を希望する設計者を公募し、業務の施行に必要な、豊かな感性と高い技術力、豊富な経験を有する優れた設計者を選定する方式である。

本業務においては、「豊頃町立豊頃中学校改築等に関する計画」を参照し、本町の教育環境の将来を見据え、地域特性や自然環境の調和などを十分に考慮し、十勝の厳しい気象状況等を熟知していることなどを踏まえ、令和元年12月に書類審査、令和2年1月に技術提案書のプレゼンテーション及びヒアリングをそれぞれ実施し、日本都市設計株式会社を特定者に選定した。契約は、令和2年2月12日に締結し、契約期間は同年7月22日まで、契約金額は2,200万円である。

5、まとめ

本調査では、「豊頃町立豊頃中学校改築等に関する計画」の概要、同計画に関する説明会及びパブリックコメントの実施状況並びに豊頃中学校改築等工事基本設計業務の契約の概要等について、説明聴取を実施した。

教育委員会は、昨年8月「豊頃町立豊頃中学校改築等に関する計画」を策定以降、関係団体への説明及びパブリックコメントにより住民からの意見を広く聴取するよう努めたが、その意見の多くは学校関係者からのものであり、学校の建て替えという町の大きな事業に対する住民の関心の低さが懸念されるところである。教育委員会は、令和2年度の早い時期に、基本設計素案の住民説明を予定しているが、一般町民の理解を広げるためにも、より積極的な情報公開・意見聴取が必要と考える。

基本設計の素案づくりの過程で、これまで出された意見のすり合わせ作業が進められるが、「報徳のおしえ」を目で見て分かる形で、特色ある学校づくりに生かすため

にも十分な検討が必要ではないかとの意見が出された。

今後は、学校のレイアウトや教室の配置など、より具体的項目が検討されるが、子どもたちの教育環境の充実と町民に愛される学校となるよう、引き続き住民と一体になって改築事業を進めるべきとの意見が出された。また、運動公園ゾーン、文教ゾーンの検討においては、公共施設の移転が議題となることから、住民との対話を重視すべきではないかとの意見が出された。

以上。

●藤田議長 委員長による本会議での報告の朗読を省略し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第2号は、報告済みとします。

◎ 委員会報告第3号

●藤田議長 日程第5 委員会報告第3号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件については、坂口産業厚生常任委員長から提出されました報告書は事前に配付しております。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、朗読を省略した報告書)

委員会報告第3号、産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項

(1) 保育所運営の状況について

2、調査の方法

説明聴取及び現地調査

3、調査期日

令和2年2月6日

4、調査の経過と結果

町内各保育所における運営の状況と施設管理の状況などについて調査を実施した。

(1) 保育所運営の状況

ア、茂岩保育所

茂岩保育所は、昭和49年4月に認可され、同年5月から保育事業を開始している。施設は、平成19年10月から茂岩栄町の旧茂岩小学校を改築したこどもプラザとよころの1階部分を使用している。

令和2年2月1日現在の入所児童数は59人で、年齢別内訳は、0歳児4人、1歳児4人、2歳児10人、3歳児17人、4歳児11人、5歳児13人である。保育士の配置体制は、配置基準7人に対して12人が勤務しており、そのうち3人は、代替保育士として登録している9人の中から調整して勤務している。そのほかに、事務職員4人、調理員2人、清掃員1人が勤務している。

保育の内容は、5項目の保育目標を掲げ、目標達成に向けて全体的な計画、指導計画等の作成、保育士の打ち合わせ会議の開催、各種研修の実施・参加等により保育の質の向上を図っている。

保育時間は、通常保育は、平日が午前8時30分から午後4時30分まで、土曜日は午後8時30分から午後12時までで、日曜日、祝日、年末年始は休所となっている。また、保護者の希望により、早朝保育を午前7時30分から午後8時30分まで、残児保育を午後4時30分から午後6時まで行っている。

保育料は、子どもの年齢と保護者の住民税課税状況によって決定するが、国の幼児教育・保育の無償化制度により、3歳以上児と3歳未満児のうち住民税非課税世帯、第2子の一部、第3子以降が無料となっている。

給食は、3歳以上児は、学校給食センターで調理した給食を、3歳未満児は、茂岩保育所で調理した給食を提供している。ただし、3歳以上児は、主食は各自持参し、学校長期休暇期間は保育所の給食を提供している。

イ、大津保育所

大津保育所は、昭和53年2月に認可され、同年4月から保育事業を開始している。平成元年4月には小規模保育所に変更、平成22年4月にはへき地保育所に変更している。施設は、平成26年4月から大津幸町の大津地域コミュニティセンター横に建築した建物を使用している。

令和2年2月1日現在の入所児童数は11人で、年齢別内訳は、1歳児1人、2歳児2人、3歳児3人、4歳児1人、5歳児4人である。保育士の配置体制は、配置基準2人に対して2人が勤務している。

保育の内容は、茂岩保育所と同様となっている。

保育時間は、通常保育は茂岩保育所と同様で、早朝保育を午前8時から午前8時30分まで、残児保育を午後4時30分から午後5時まで行っている。

保育料は、月額5,000円であるが、国の幼児教育・保育の無償化制度により、3歳以上児と3歳未満児のうち住民税非課税世帯が無料となっている。

給食は、学校給食センターで調理した給食を提供している。ただし、学校長期休暇期間は各自持参することとしている。

(2) 保育施設管理の状況

ア、こどもプラザとよころ

こどもプラザとよころは、保育所施設を核とし、子育て支援センター、ことばの教室及び学童保育所を併設した複合児童福祉施設である。昭和57年に完成した旧茂岩小学校閉校後の利活用として平成19年に旧校舎の改築、外構工事等の整備をしている。建築後37年が経過し、最近の主な回収は、平成20年度に遊戯室・廊下の床改修、駐車場の舗装、平成21年度に体育館屋根外壁の塗装、平成22年度に親子交流室の改修、平成26年度に屋根の改修を実施している。

イ、大津保育所

大津保育所は、平成26年に現在地において新築している。建築後5年が経過し、完成後に大きな改修は行っていない。

(3) 今後の課題

今後の課題としては、安定した保育所運営ができるよう保育士、調理員等人材の確保、保育士業務の見直しの検討や、新たな保育サービス・運営形態として、土曜日の1日保育、休日保育、病児保育の実施、認定こども園への移行、民営化の検討等がある。

施設管理では、保育施設ごとの長寿命化計画の策定、遊具の整備計画の策定の検討等がある。

5、まとめ

本調査では、保育所運営の状況と今後の課題について、各保育所の現地視察を含めて調査した。

各保育所では、国の定める保育所保育指針を遵守しながら、地域住民とつながりを持って様々な行事を実施するなど入所児童を保育しており、今後さらなる保育の質の向上を期待したい。

施設管理では、短期的には改修等は必要ないものの、保育環境の充実に向けて老朽化した遊具等の整備が必要なことが分かった。

保育所入所児童数は、町の子育て支援施策の効果もあり、今後増加すると推計している。その一方で、保育体制は、保育士有資格者を中心とする保育人材の確保が大きな課題である。全国的に保育士不足が深刻な問題となっている中、本町の保育所が継続的に維持できるよう、より積極的に募集活動をすべきではないか、保育士の業務改善、待遇改善が必要ではないかなどの意見が出された。

以上。

●藤田議長 委員長による本会議の報告の朗読を省略し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第3号は、報告済みとします。

◎ 議案第9号

●藤田議長 日程第6 議案第9号令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

本案について、提出理由の説明を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 議案第9号令和元年度豊頃町一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。

補正予算書、1ページをごらんください。

本案につきましては、それぞれ事務事業の精査等により、補正予算を計上するものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,083万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,540万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から説明いたします。

24ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費において、議会議員費91万7,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費から、総務一般経費など206万5,000円を減額。26ページ、2目文書広報費に、広報作成費24万円を追加。3目財産管理費に、基金積立金など2,813万5,000円を追加。4目町有林管理費から、町有林造林事業費459万2,000円を減額。28ページ、7目企画費から、まちづくり推進費など1,070万2,000円を減額。30ページ、8目地籍管理費から56万8,000円を減額。9目電算情報管理費から、情報通信基盤管理費など155万6,000円を減額。10目簡易郵便局費から98万4,000円を減額するなど、計774万8,000円を追加。

3項戸籍住民基本台帳費から、委託料など104万2,000円を減額。

32ページ、4項選挙費において、2目参議院議員選挙費から59万9,000円

を減額。3目知事道議会議員選挙費から130万9,000円を減額するなど、計211万9,000円を減額。

34ページ、6項監査委員費から10万円を減額。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費から、国民健康保険事業費など1,455万4,000円を減額。36ページ、3目老人福祉費から、老人福祉一般経費など減額し、介護保険事業費を追加するなど51万3,000円を減額。

38ページ、4目障害者福祉費から、障害者自立支援費など1,501万1,000円を減額。5目福祉医療費から、扶助費240万円を減額。40ページ、7目後期高齢者医療費から、後期高齢者医療事業費476万9,000円を減額するなど、計3,760万9,000円を減額。

2項児童福祉費において、1目保育所費に90万円を追加。2目子育て支援費から49万7,000円を減額。42ページ、3目学童保育所費から、賃金など134万4,000円を減額。4目児童措置費から、扶助費66万8,000円を減額するなど、計160万9,000円を減額。

4款衛生費、1項保健衛生費において、3目保健指導費から保健指導費、医療施設事業費など400万円を減額。44ページ、4目乳幼児等医療費から、扶助費151万9,000円を減額。5目清掃費から、負担金補助及び交付金など158万円を減額。46ページ、6目し尿処理費から131万4,000円を減額するなど、計849万円を減額。

2項簡易水道費から、操出金1,518万3,000円を減額。

5款農林水産業費、1項農業費において、2目農業総務費から、農業振興事業費など887万7,000円を減額。48ページ、4目道営事業費に繰越明許費道営事業費5,290万4,000円を追加するなど、計4,363万円を追加。

2項畜産業費から274万5,000円を減額。

50ページ、3項林業費において、1目林業総務費に、有害鳥獣駆除費など46万円を追加。2目林道整備費から、林道開設事業費など87万3,000円を減額するなど、計41万3,000円を減額。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費にふるさと応援寄附金事業など450万6,000円を追加。52ページ、2目観光費から観光振興費など94万3,000円を減額するなど、計356万3,000円を追加。

54ページ、7款土木費、1項土木管理費から、土木一般経費530万9,000円を減額。2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費から委託料79万4,000円を減額。2目除雪費から、雪寒機械等整備事業など57万6,000円を減額。3目道路新設改良費から、工事請負費など387万円を減額するなど、56ページ、

計524万円を減額。

3項住宅費において、1目住宅管理費から49万3,000円を減額。2目住宅建設費から、工事請負費など332万8,000円を減額するなど、計382万1,000円を減額。

4項河川費から8万2,000円を減額。

58ページ、5項施設費から、街路灯管理費など214万7,000円を減額。

6項公共下水道費から、操出金13万2,000円を減額。

60ページ、8款消防費、2項災害対策費から、備品購入費など191万6,000円を減額。

9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会費から、教育委員会事務局費210万円を減額するなど、計223万円を減額。

2項小学校費において、1目学校管理費に、管理備品購入費45万2,000円を追加。62ページ、2目教育振興費から、扶助費25万円を減額するなど、計20万2,000円を追加。

3項中学校費において、3目学校建設費から、委託料165万円を減額するなど、計185万円を減額。

4項社会教育費において、1目社会教育総務費から192万9,000円を減額。64ページ、2目文化振興費から105万2,000円を減額するなど、計311万8,000円を減額。

5項保健体育費において、66ページ、2目体育施設から、総合体育館費など241万8,000円を減額。3目学校給食費から、学校給食運営費など152万円を減額するなど、計433万8,000円を減額。

11款公債費、1項公債費において、1目元金から271万1,000円を減額。2目利子から285万9,000円を減額し、計557万円を減額。

以上が、歳出に係る補正の主な内容であります。これらに伴う歳入につきましては、10ページをごらん願います。

1款町税、1項町民税に個人町民税490万円を追加。

2項固定資産税に1,670万円を追加。

3項軽自動車税から8万円を減額。

4項町たばこ税から20万円を減額。

9款地方交付税、1項地方交付税に6,806万6,000円を追加。

11款分担金及び負担金、1項分担金に5,290万4,000円を追加。

12ページ、2項負担金に14万7,000円を追加。

12款使用料及び手数料、1項使用料から計91万8,000円を減額。

2項手数料に、計60万1,000円を追加。

14ページ、13款国庫支出金、1項国庫負担金から計623万1,000円を減額。

2項国庫補助金から計185万6,000円を減額。

3項委託金から計10万6,000円を減額。

16ページ、14款道支出金、1項道負担金から計129万7,000円を減額。

2項道補助金から、18ページ、計767万3,000円を減額。

3項委託金から55万2,000円を減額。

15款財産収入、1項財産運用収入から計12万7,000円を減額。

2項財産売払収入に201万5,000円を追加。

20ページ、16款寄附金、1項寄附金に3,100万2,000円を追加。

17款繰入金、1項繰入金から1億9,687万9,000円を減額。

19款諸収入、5項雑入から計55万3,000円を減額。

22ページ、20款町債、1項町債から計1,070万円を減額。

以上が歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、第2条、繰越明許費につきましては、4ページの第2表、繰越明許費をごらん願います。

5款農林水産業費の道営農地整備事業5,290万4,000円を翌年度に繰り越し、執行するものであります。

次に、第3条の債務負担行為の補正につきましては、5ページの第3表、債務負担行為補正をごらん願います。表記載の業務委託において、限度額を計2,607万円と定め、債務負担行為に追加するものであります。

次に、第4条の地方債の補正については、6ページの第4表、地方債補正をごらん願います。表記載のとおり、9事業に係る既定の地方債限度額2億6,500万円を2億5,430万円に改め、地方債の限度額の総額を3億3,766万7,000円と改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

1款町税。

1番、石田議員。

●1番石田議員 2項の固定資産税、滞納繰越分の1,000万の追加予算になって

おりますが、これについては非常に滞納繰越分が高額の収納があったということですが、説明できる範囲内で伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

●藤田議長 佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 答えいたします。滞納繰越分につきましては、3法人のほうから大きな滞納繰越があったのですけれども、3法人のほうから今回、全額納入がありまして、この3法人だけで約950万円ということになります。そのほかの滞納繰越分の収入もありまして、合計で1,000万円補正させていただいたということであり

ます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 この固定資産税の滞納繰越、長年の滞納繰越額があったように思っております。今回の滞納繰越分の収納につきましては、積極的な調査活動などによる収納率の向上があったものと思われまして、大変評価をしたいというふうに思います。

今後におきましても、税負担の公平性を保つため、徴収業務に当たっていただきたいというふうに思っております。答弁は要りません。

●藤田議長 次に進みます。

失礼しました。ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 12款使用料及び手数料。

1番、石田議員。

●1番石田議員 1項使用料、6目土木使用料についてお伺いしたいと思います。

この中の2節の住宅使用料、町営住宅使用料であります。1号補正で500万円を追加しております。今回118万円の減額になっておりますが、この減額理由について御説明願います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 答弁申し上げます。

住宅に関しましては、途中退去関係が出てきた分の関係で減額とさせていただいて

おります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

14 ページ、13 款国庫支出金。

7 番大谷議員。

●7 番大谷議員 ここで、プレミアム付商品券事業で230 万ほど戻しておりますが、これは申告漏れとかそういうことではないわけですか。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 プレミアム付商品券事業につきましては、国のプレミアムということになりまして、650 件程度予算見たのですけれども、実際3 割弱くらいの利用ということになりましたので、相当減額ということになります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

14 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 15 款財産収入。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入で、土地建物貸付収入の移住等体験住宅の貸し付けで当初69 万1,000 円の予算を見ておりましたが、今回38 万1,000 円の減額になってございますが、利用がなかったからなのかどうか。その辺の理由についてお伺いします。

●藤田議長 山田企画課長。

●山田企画課長 答弁を申し上げます。

当初予算においては、体験住宅2 棟ありまして、それぞれ7 カ月分の収入を見込んでおりました。実際、現在のところ、1 棟が一月分ほど、そしてもう1 棟が5 カ月分ほどの利用しかなかったというところで今回清算をして、減額補正とさせていただきます。

●藤田議長 1 番石田議員。

●1 番石田議員 2 項の財産売払収入の物品売払収入、物品が売り払いで25 万1,000 円計上されておりますが、ちなみにどのような物品だったのか、ちょっとお伺

いしたいと思います。

●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 お答えいたします。

スクールバスの車両の売り払いでございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

20ページ、16款寄附金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 17款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 19款諸収入。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 19款諸収入、5項雑入、4目給食事業収入でございますけれども、補正前の額に満たない大きな理由についてお聞きいたします。

●藤田議長 二村教育課長。

●二村教育課長 こちらにつきましては、学校の事業等により、給食を必要としない日がございまして、この部分を整理したもので、今回の減額の補正とさせていただきます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

20款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

24ページをお開きください。

1款議会費、1項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款総務費、1項総務管理費。

1番石田議員。

●1番石田議員 3目の財産管理費についてお伺いしたいと思います。

町有建物管理費の需用費の中で電気費が252万5,000円減額になってございます。2号補正で380万円追加してはいますが、この減額の理由についてお伺いいたします。

●藤田議長 佐藤住民課長。

●佐藤住民課長 お答えいたします。

御存じのとおり、この物件につきましては、旧スーパーアグリ建物の電気料でございます。御案内のとおり、まだスーパーの承継者が現れておりませんので、電気代が不要になったということで減額でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 1項総務管理費でございますけれども、19節負担金補助金及び交付金……。

申しわけありません。間違えました。15節の工事請負費でございますけれども、庁舎、支所等改修事業費工事請負費のところ、役場庁舎屋上防水改修工事につきまして47万4,000円が減額となっております。この防水工事でございますけれども、どうも令和2年度も予算組まれているようでございますけれども、一体何年かけてこの防水工事をやるのか、お聞きいたします。

●藤田議長 下重総務課長。

●下重総務課長 庁舎の防水工事につきましては、今年度と令和2年度の2カ年で実施を予定してございます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 7目企画費でお聞きしたいと思います。

負担金補助及び交付金、定住促進賃貸住宅建設事業補助金、これも2号補正で1,000万円を追加しておりますが、今回500万円の減額になってございますが、建設予定がなくなったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

●藤田議長 山田企画課長。

●山田企画課長 御答弁を申し上げます。

補正のときには、2件の、実は打診がありまして、それを見込みまして2棟分の補助金を見たわけでありまして、実際に補正をしまして、再度それぞれの業者に

打診をしましたところ、1件につきましては、今年度についてはちょっと見送りたいということでありましたので、今回はその分を減額補正とさせていただきます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

30ページ、3項戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項選挙費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6項監査委員費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款民生費、1項社会福祉費。

1番石田議員。

●1番石田議員 1目の社会福祉総務費の社会福祉事業費、負担金補助及び交付金の中で、豊頃町社会福祉協議会の運営補助金が314万円減額になっておりますが、これは事業か何か当初計画よりなくなったのかどうなのか、説明いただきたいと思えます。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 お答え申し上げます。

社会福祉事業費の314万円の減額の件ですけれども、社会福祉協議会のほうの職員が1人退職となりましたので、その分の減額ということになります。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

40ページ、2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

1番石田議員。

●1番石田議員 6目のし尿処理費で伺いたいと思えます。

負担金補助及び交付金で、合併浄化槽の整備事業補助金でありますけれども、これも2号補正で261万6,000円追加しております。今回131万4,000円減額しておりますが、計画というか申し込みがなかったのか、その辺御説明いただきたいと思えます。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 答弁申し上げます。

当初予定、合併浄化槽をつくるという予定の計画を聞いていた件数分を補正させていただいたのですけれども、最終的にはことし建設されなかったということでの減額になっております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明第1号。

神産業課長。

●神産業課長 令和2年第1回豊頃町議会定例会予算説明書（令和元年度補正予算説明書）1ページをごらんください。

説明第1号道営農地整備事業の施行について。

令和元年度繰越明許費において、次のとおり、道営農地整備事業を施行することとし、第5款農林水産業費に予算を計上したものであります。

1、事業概要について。

最初に牛首別地区ですが、全体事業費3,300万円、予算額561万円。事業内容、区画整理14.5ヘクタールであります。なお、施行位置図については、対図番号1ページをごらんください。

次に、幌岡地区ですが、全体事業費6,820万円、予算額1,159万4,000円。事業内容については、区画整理25.0ヘクタールであります。なお、施行位置図については、対図番号2ページを御参照ください。

次に、十弗西地区ですが、全体事業費9,000万円、予算額1,530万円。事業内容については、区画整理34.6ヘクタールであります。なお、施行位置図については、対図番号3ページを御参照ください。

次に、礼作別地区ですが、全体事業費9,000万円、予算額1,530万円。事業内容については、区画整理34.6ヘクタールであります。施行位置図については、対図番号4ページを御参照ください。

次に、長節地区ですが、全体事業費3,000万円、予算額510万円。事業内容、区画整理8.8ヘクタール、暗渠排水4.4ヘクタールであります。なお、施行位

置図については、対図番号5ページを御参照ください。

事業主体は北海道であります。いずれについても、継続事業であります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 48ページ、2項畜産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項林業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6款商工費、1項商工費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 6款商工費、1項商工費の商工総務費でございますけれども、地域おこし協力隊報酬といたしまして、地域おこし協力隊の分について242万円が減額になっております。今後の隊員募集活動については、どのようなことかお聞きいたします。

●藤田議長 岩城商工観光課長。

●岩城商工観光課長 御答弁申し上げます。

令和元年において、企画課窓口にて地域おこし協力隊員を募集してございますが、応募がないという状況であります。新年度におきましても、継続しながら、地域おこし協力隊員の募集を行っていきたいと考えてございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

54ページ、7款土木費、1項土木管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項住宅費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項河川費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項施設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、2項災害対策費。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 8番消防費、2項災害対策費でございますけれども、18節の備品購入費でございますけれども、排水ポンプ管理費備品購入費といたしまして、内水対策排水ポンプ用可搬式自家発電機につきまして、156万3,000円が減額となっております。当初予算が401万4,000円であると思っておりますけれども、この導入機種が156万3,000円も安く購入したことでございますが、排水能力が計画に値する機種なのかどうかをお聞きいたします。

●藤田議長 神産業課長。

●神産業課長 答えします。

機種については、当初予定していた機種でございます。あくまでも入札による執行残となっております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に進みます。

9款教育費、1項教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項中学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 11款公債費、1項公債費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、4 ページ、第2表、繰越明許費について質疑を受けます。
質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、5 ページ、第3表、債務負担行為補正について質疑を受けます。
質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、6 ページ、第4表、地方債補正について質疑を受けます。
質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。
質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。
討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。
11時まで休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第10号

●藤田議長 日程第7 議案第10号令和元年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 補正予算書、71ページをごらんください。

議案第10号令和元年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,392万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,848万3,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書82ページ、歳出から御説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費から、共同電算処理委託料13万円を減額するなど、合わせて17万5,000円を減額。

同じく1款2項運営協議会費から、国保運営協議会委員の報酬及び費用弁償合わせて10万8,000円を減額。

2款保険給付費、1項療養諸費から、1目被保険者療養給付費2,500万円及び2目被保険者等療養費115万円を減額するなど、合わせて2,633万7,000円を減額。

84ページ、同じく2款2項高額療養費から、1目被保険者高額療養費170万円を減額。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費から、特定健康診査等負担金90万円を減額するなど、合わせて102万8,000円を減額。

同じく5款2項保健事業費から、1目保健衛生普及費の健康ポイント事業用景品25万円を減額するなど、合わせて17万3,000円を減額。

86ページ、6款基金積立金、1項基金積立金に、1目積立金1,527万円を追加。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に、2目国庫支出金等精算返還金3万6,000円を追加。

同じく7款2項国保診療報酬支払基金委託金から、1目一時借入金利子32万8,000円を減額。

同じく7款3項1目一般会計繰出金を設け、一般会計繰出金62万1,000円を計上するものであります。

これら歳出に要する財源として、78ページ、歳入をごらんください。

1款1項国民健康保険税に、1目被保険者国民健康保険税1,518万2,000円

を追加。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金に、災害臨時特例補助金 2 万 3,000 円を追加。

3 款道支出金、1 項道補助金から、1 目保険給付費等交付金の普通交付金 2,803 万 7,000 円を減額。

5 款繰入金、1 項他会計繰入金において、1 目一般会計繰入金のその他繰入金 1,300 万円を減額するなど、合わせて 748 万円を減額。80 ページ、同じく 5 款、2 項基金繰入金から、国民健康保険基金繰入金 500 万円を減額。

6 款繰越金、1 項繰越金に、その他繰越金 1,130 万 5,000 円を追加。7 款諸収入、2 項雑入に、療養給付費等返納金 7 万 5,000 円を追加するなど、合わせて 8 万 5,000 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

78 ページをお開きください。

1 款国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3 款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

82 ページをお開きください。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5 款保健事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款基金積立金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 11 号

●藤田議長 日程第 8 議案第 11 号令和元年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第 3 号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 補正予算書、89ページをごらんください。

議案第11号令和元年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ202万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,185万5,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、100ページの歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費に、介護保険事務システム改修委託料65万円を追加。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費に、居宅介護サービス給付費180万円を追加し、地域密着型介護サービス給付費320万円を減額するなど、合わせて160万円を減額。

同じく2款2項介護予防サービス等諸費に40万円を追加。地域密着型介護予防サービス給付費100万円を減額するなど、合わせて80万円を減額。

102ページ、同じく2款4項高額介護サービス等費に、高額介護サービス費100万円を追加。

同じく2款5項高額医療合算介護サービス等費から、高額医療合算介護サービス費40万円を減額。

同じく2款6項特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費50万円を減額。

104ページ、3款地域支援事業費、1項介護予防・生活支援サービス事業費に介護予防・生活支援サービス事業負担金11万円を追加。同じく3款1項介護予防ケアマネジメントから介護予防ケアマネジメント業務委託料10万円を減額。同じく3款3項包括的支援事業・任意事業費から介護予防サービス計画作成委託料17万6,000円を減額。同じく3款3項認知症総合支援事業費から普通旅費17万2,000円を減額するなど、合わせて21万3,000円を減額するものであります。

これら歳出に要する財源として、96ページ、歳入をごらんください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金から、1目介護給付費負担金522万4,000円を減額。

同じく3款2項国庫補助金において、1目調整交付金の介護給付費調整交付金175万7,000円を減額するなど、合わせて141万円を減額。

4款道支出金、1項道負担金から、介護給付費負担金153万2,000円を減

額。

同じく4款2項道補助金から、地域支援事業交付金の包括的支援事業・任意事業4万1,000円を減額。

5款1項支払基金交付金から、介護給付費交付金540万円を減額。

96ページ、7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に、低所得者保険料軽減繰入金165万3,000円を追加するなど、合わせて214万3,000円を追加。

同じく7款2項基金繰入金に、介護給付費準備基金繰入金354万3,000円を追加。

8款繰越金、1項繰越金に、前年度繰越金として589万2,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

96ページをお開きください。

3款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款道支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

100ページをお開きください。

1款総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款保険給付費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 104ページ、3款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

●藤田議長 日程第9 議案第12号令和元年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 補正予算書、109ページをごらんください。

議案第12号令和元年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,098万円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは歳入歳出事項別明細書、118ページ、歳出から御説明いたします。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金から38万5,000円を減額。

3款諸支出金、2項繰出金に、一般会計繰入金精算返還金20万7,000円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源として、116ページ、歳入をごらんください。

1款1項後期高齢者医療保険料に、現年度分47万9,000円を追加するなど、合わせて55万9,000円を追加。

2款繰入金、1項他会計繰入金から、保険基盤安定繰入金67万5,000円を減額するなど、合わせて100万6,000円を減額。

3款繰越金、1項繰越金に、前年度繰越金26万9,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

116ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

118ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

●藤田議長 日程第10 議案第13号令和元年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 補正予算書、121ページをごらんください。

議案第13号令和元年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,180万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,792万7,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは歳入歳出事項別明細書、130ページ、歳出から御説明申し上げます。

1款1項医院費から、1目医院管理費の管理備品120万円を減額するなど、合わせて180万円を減額。2目医院運営費の診療報酬2,000万円を減額するものであります。

これら歳出に要する財源として、128ページ、歳入をごらんください。

1款財産収入、1項財産運用収入から、職員住宅貸付収入20万9,000円を減額。

2款繰入金、1項他会計繰入金から、豊頃医院管理費207万3,000円を減額。

3款1項繰越金に、前年度繰越金48万2,000円を追加。

4款諸収入、1項診療報酬収入から、豊頃医院診療報酬2,000万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

128ページをお開きください。

1款財産収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款諸収入。

1番石田議員。

●1番石田議員 歳出にもかかわってくるのですが、これからまた歳出、審議されると思います。歳入歳出全般で伺おうと思ったのですが、この診療報酬収入2,000万円が減額措置であります、何かこう最近、診療報酬が減ってきているように思われます。大変、運営について憂慮しているわけではありますが、現在の豊頃医院の運営状況について、お伺いをしたいと思っております。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 今回2,000万円減額ということになりますけれども、過去、今の山本医院長、開始してから、診療報酬はほぼ横ばいということになります。2年前、4,733万5,000円。1年前、4,717万1,000円。今年度につきましても、約それと同額程度ということで、2,000万円減額ということで5,000万円の予算を最終的に見ているということになりますので、そういうことでよろしくお願ひいたします。

●藤田議長 1番石田議員。

●1番石田議員 今のお話を聞きますと、大体横ばいの状況で続いているということですが、この予算についてもそのような、当初予算もそのような予算の措置をしていると思いますけれども、今回の2,000万円については、診療報酬が現実的に少なくなっているということだと思いますけれども、その辺の状況というのは、まだ3月終了してないから、2カ月ぐらい診療報酬おくれますけれども、その辺は心配ないのでしょうか。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 今現在は、12月現在で3,100万円の支出になっております。このまま3月までいったとしても、4,500万円程度で収まるものということで試算しております。

以上です。

●藤田議長 1番石田議員。

●1番石田議員 当初見ていた診療報酬、それよりも下回るということは、やはり診療報酬が減っているのではないですか。過剰に、当初予算から診療報酬を過剰に計上していたということなのですか。

●藤田議長 千葉福祉課長。

●千葉福祉課長 当初予算につきましては、7,000万円見ておりますけれども、その前の年はたしか8,000万円ぐらいだと思いますけれども、昨年から減額して7,000万円ということになっております。

以上です。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私から答弁させていただきます。

今、石田議員のおっしゃるとおり、非常に今の先生になってから、薬等も必要以上には出してないのがありますが、患者の数が減っているのは事実であります。特に、先生は私と同じ高齢者ですから、なかなか若い方が来ないのも原因の一つかと思えます。できるだけ先生に長くいていただきたいのが私の町としてはそう考えておりますが、今後も先生と十分協議しながら、できるだけよその病院に行かないように努力するよう努めさせていただきたいというふうに御理解していただきたいと思えます。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 関連する質問なのですが、現状の、今町長も答弁していましたが、患者数が減ったというのも具体的にあるのでしょうか、聞くところによると、いわゆるスタッフの数も減らして企業努力をしているということも、先生のほうからも聞

かれていますのですが、それはなぜかという、住民の医療サービスの中で十分にできているのかなど。例えば、受け付けの段階、あるいは事務所のスタッフの関係。聞くところによると、事務長らしい人がいらっしやらないようにも聞いてますが、その現状はどうなっているか、ちょっと説明いただけますか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 現在、病院の事務長は、医院長が兼ねてやっておりますけれども、非常に今、先生で売り上げというか、診療報酬がそれなりのものがないと、どうしてもスタッフのほうの人数が減っていくのは事実であります。特に、先生、自分でやっているのでしょうけれども、できれば本当は事務長を置いて先生の業務もできるだけ軽減してやりたいというふうに思いますけれども、それはそれでまた人件費がかかりますので、このことについてもこれから、まだ先生の勤務期間がありますので、先生とも十分協議しながら、できれば私たちのほうでも少し協力しながら、先生の業務の負担を軽減したいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

130ページをごらんください。

1款医院費。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号

●藤田議長 日程第11 議案第14号令和元年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書、133ページをお開き願います。

議案第14号令和元年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,838万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,103万2,000円と定めるものであります。

本補正予算は、予算精査によるものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

142ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から、工事請負費137万2,000円、負担金補助及び交付金から663万円、公課費より217万円を減額するなど、1,351万円を減額。2目簡易水道整備費において、工事請負費など487万3,000円を減額するなど、合わせて1,838万3,000円を減額するものであります。

次に、140ページ、歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料に300万円を追加。

3款繰入金から1,518万3,000円を減額。

5款町債から620万円を減額補正するものであります。

次に136ページ、第2表、地方債の補正であります。簡易水道整備事業の限度額を4,300万に、過疎対策事業の限度額を4,300万円にそれぞれ改め、地方債限度額の総額を8,600万円に改めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

140ページをお開きください。

1款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

3款繰入金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

142ページをお開きください。

1款総務費。

質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 次に、136ページ、第2表、地方債補正について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 15 号

●藤田議長 日程第 12 議案第 15 号令和元年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 補正予算書、145 ページをお開き願います。

議案第 15 号令和元年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,963 万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,069 万 1,000 円と定めるものであります。

本補正予算は、予算精査によるものであります。

154 ページをお開き願います。

事項別明細書、歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費において、消費税 115 万 1,000 円を減額。

2 項施設管理費において、工事請負費 2,847 万 9,000 円を減額するものであります。

次に、152 ページ、歳入について御説明いたします。

3 款国庫支出金において、社会資本整備総合交付金事業 1,349 万 8,000 円を、4 款繰入金において、一般会計繰入金 13 万 2,000 円を、7 款町債において、社会資本整備総合交付金事業より 1,600 万円を減額補正するものであります。

次に 148 ページ、第 2 表、地方債の補正であります。下水道事業の限度額を 300 万円に、過疎対策事業の限度額を 300 万円にそれぞれ改め、地方債限度額総額を 600 万円に改めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

152 ページをお開きください。

3 款国庫支出金。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 4 款繰入金。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 7 款町債。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 5 4 ページをお開きください。

1 款総務費。

1 番石田議員。

●1 番石田議員 2 項の施設管理費、2 目の下水道施設整備費とありますが、工事請負費で下水道施設改築更新工事 2, 5 3 9 万円の減額になっております。当初予算が 4, 2 0 0 万円でありますので、実際に約 1, 7 0 0 万円の執行しかないということになりますが、これは交付金事業で行われておりますけれども、交付金事業の予算の関係で事業が縮小されたのか、その辺を伺いたいと思います。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 答弁申し上げます。

今、石田議員がおっしゃるとおりでございます。補助事業の予算額が減額になった関係で、同じく減となっております。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1 番石田議員 この未執行になった部分については、新年度予算でまた計上されるのでしょうか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 新年度、できなかった部分につきましては、計上しております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 それでは、次に 1 4 8 ページ、第 2 表、地方債補正について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎ 令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針

●藤田議長 日程第13 令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明についてお諮りします。

さきに宮口町長から提出されました令和2年度町政執行方針及び山本教育長から提出されました令和2年度教育行政執行方針につきましては、本会議での朗読を省略し、事前に配付いたしました書面をもって説明したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針については、本会議での朗読を省略し、事前に配付いたしました書面をもって説明といたします。

(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、朗読を省略した執行方針)

令和2年度町政執行方針

1、はじめに

本町は、明治13年に十勝外四郡戸長役場が天津に置かれてから、本年で140年を迎えました。これまで、先人たちが幾多の困難を乗り越え今日の発展の礎となったのが、正に「報徳のおしえ」であります。

私は、町民憲章にも謳われております「報徳のおしえ」を今後も町政執行の基盤としつつ、町議会をはじめ町民の皆様の声を反映させながら子どもから高齢者まで、健やかに安心して暮らせるまちづくりを力強く推進してまいります。

ここに、令和2年豊頃町議会第1回定例会の開会にあたり、町政執行への所信を申

し述べ、町議会をはじめ町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2、町政に臨む基本姿勢

政府は令和2年度予算編成に当たり、日本経済は輸出や生産の一部に弱さがあるものの、緩やかな回復が続いており、中国経済や米中通商問題など海外経済の動向に留意し、さらなる加速に向けた施策を示すとともに、引き続き経済再生と財政健全化の両立を目指すとしております。

これらを踏まえた国の予算案は、社会保障の充実や昨年10月の消費税率引き上げに伴う国内経済への影響対策など、2年連続で100兆円を超える見通しとなり、地方交付税も昨年に引き続き増加となりました。本町の財政状況は健全性を保ってはおりますが、財源の半数を占める地方交付税については先行き不透明であり、決して明るいものとは言えません。更に、今後も進行する少子高齢化に伴う福祉対策や老朽化の進む公共施設の更新・長寿命化など、財政支出の増大が見込まれているところであり、「第4次豊頃町まちづくり総合計画」、「豊頃町まち・ひと・しごと創生総合戦略」等に基づき計画的に取り組んでまいりました。

本年度については、これら計画等の最終年に当たることから、次期計画等の策定について、町民の皆様と行政がともに知恵を出し合いながら取り進め、基幹産業を中心に豊かな地域経済の実現と生活環境の整備・充実、福祉・子育て支援、教育環境の整備、移住・定住促進などの諸施策を積極的に進め、将来にわたって持続可能な自治体運営に努めてまいります。

私は、この現下の社会経済情勢の先行き不透明な時代における自身の役割と責任の重さを改めて認識し、山積する諸課題の解決に向け、町民の皆様とともに、支えあい・安心して暮らせるまち、生き生きと働き続けられる小さくても活力のあるまちづくりに全力を尽くしてまいります。

以上が、町政に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主要な施策の推進について申し上げます。

3、主要な施策の推進

(1) 快適で魅力あるまちづくり

進行する少子高齢化、人口減少など本町の現状と課題を踏まえ、町民の生活基盤の向上と安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

道路網の整備については、主要な幹線道路及び地域の基幹的道路の改良舗装を年度別事業計画に基づき進めているところであり、本年度は、幌岡第3幹線、統内16線を継続実施するとともに、長寿命化計画に基づく橋梁2橋の補修を行い、更に、新規事業として北栄17連絡線改良舗装及び茂岩高台線ロードヒーティング改修を実施してまいります。

また、住民生活や産業活動に支障を来さないよう、舗装路面の補修、冬期間の除排雪など、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

公共交通の整備については、町民の足として11年目を迎えるコミュニティバスが、地域住民に密着した地域公共交通として利用者数も増加しており、通学便や物産直売所乗入れ便は、度々定員超過になる状況にあります。また、現車両の老朽化が進んでいることから、新たに14人乗りバスに更新し、利用者のニーズに柔軟に対応しながら、利便性の向上に努めてまいります。

消防・防災対策については、大津地域住民等の参加による国道336号津波緊急避難場所への避難訓練を引き続き実施するとともに、町民全体で参加する避難訓練の実施を検討してまいります。

また、防災行政無線のデジタル化移行に伴う整備工事を実施するなど、今後も防災・減災対策を推進してまいります。

交通安全対策については、交通事故のない安全で安心して暮らすことができる社会の実現が私たちの願いであります。本町では、第10次豊頃町交通安全計画に基づき、期別ごとの交通安全運動を展開しているところであり、今後も各関係機関と連携しながら粘り強く交通安全対策に取り組んでまいります。

消費者生活対策については、近年多発する特殊詐欺をはじめ、様々な消費者被害を未然に防止するため、広報紙等による情報提供と啓発に努めるとともに、振込め詐欺や迷惑電話等に抑止効果のある電話録音装置の設置推進など、関係機関と協力しながら積極的に取り組んでまいります。

住宅環境の整備については、住宅の長寿命化を図るため、個別改善事業によりドリームタウン団地の屋根及び外壁塗装を行います。また、茂岩栄町の福祉ゾーンに高齢者住宅1棟2戸を整備するなど、町民が安心して暮らせる住環境の整備に努めてまいります。

簡易水道事業では、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業で長節地区の老朽化した配水管の更新工事及び電気計装設備の更新を実施し、良好な水道水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道については、下水道施設長寿命化計画に基づき茂岩・大津下水浄化センターの中央監視制御設備の更新工事を実施するとともに、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置についても継続して助成してまいります。

廃棄物の処理と環境保全対策については、一般廃棄物は本町の処理基本計画に基づき十勝圏複合事務組合に加盟して、中間処理及び最終処分を適正かつ計画的に行っております。

また、資源ごみの搬出促進を目的に、行政区や各種団体等を対象に実施している

「資源ごみ集団回収活動助成事業」を今後も積極的に推進し、ごみの減量化とリサイクルを主とした循環型社会の構築を推進してまいります。

公園緑地の整備については、茂岩山自然公園の老朽化したバンガローの改修を実施するなど、利用者のニーズに沿った施設整備を進め、利用の増加に努めてまいります。

また、児童公園の遊具の点検整備など、安全で快適な利用ができるよう適切な維持管理に努めてまいります。

本町の移住・定住対策として、また人口の町外流出抑制のため、住宅取得者や町外通勤者に対する助成などを継続し、町外通勤者助成については、対象者の拡大を図ってまいります。

また、定住賃貸住宅建設に係る助成事業については、昨年度に助成対象としたアパートが、完成前に予約で満室となっていることから、本年度についても事業を計画してまいります。

更に、茂岩末広町に造成した分譲地については、残り1区画でありますので、新たな分譲地の造成についても検討してまいります。

(2) 豊かな資源を生かしたまちづくり

日米物品貿易協定の最終合意がなされ、本町農業等への影響が強く懸念されております。今後も国や北海道の施策と連動しながら、関係機関と十分連携し、農業生産体制の強化など活力ある産業振興に取り組んでまいります。

農業振興については、十勝川最下流にあって「厳しい土地・気象条件」の中で、畑作に於いては湿害に強い農業の確立が重要であることから、計画的な道営農地整備事業の継続とともに、豊頃町農業協同組合との連携による緊急農地基盤整備事業、明渠排水整備などの土地基盤整備により土地生産性の向上を図り、高収益な地域農業の確立を推進してまいります。

二宮地域においては、多面的機能支払交付金事業を継続実施し、農村地域資源の保全管理に係る地域共同活動を支援してまいります。

エゾシカなどによる鳥獣被害防止対策として、豊頃町農業協同組合と連携して農業者自ら整備する侵入防止柵（電気柵）の費用の一部について助成を行い農業被害の抑制に努めてまいります。

畜産振興については生産基盤対策として、畜産担い手総合整備事業（再編整備事業）を引き続き実施するとともに、中山間地域等直接支払事業に取り組み、畜産経営の維持・安定に努めてまいります。

また、各生産者の規模拡大等に伴い家畜の疾病発生時における生産性の低下が大きくなることが懸念されることから、豊頃町農業協同組合と連携し、家畜疾病対策事業

に取り組めます。

更に、新たに優良な遺伝子を持った受精卵を確保し、町内に優秀な黒毛和種を広く普及・定着させるために、豊頃町農業協同組合・豊頃町和牛生産改良組合と連携し「黒毛和種優良遺伝子普及事業」に取り組み、地域における畜産業の生産拡大と資質向上に支援を行ってまいります。

林業振興については、水源のかん養や地球温暖化の防止など、多面的機能を有する森林が本町の農業・漁業において重要な役割を担っていることから、その持続性のため未来につなぐ森づくり推進事業や産業振興補助事業により、積極的に民有林の造林を奨励してまいります。

また、町有林においても造林や保育事業や皆伐事業などを計画的に実施するとともに、森林整備に直結する林道整備事業を継続実施してまいります。

エゾシカなどによる農林業被害対策については、猟友会豊頃部会の協力により、有害鳥獣駆除及びエゾシカの一斉駆除を積極的に展開し被害の抑制に努めてまいります。

漁業振興については、サケ定置網漁業が記録的な漁獲不振が続いていることから、国、北海道の試験研究機関を中心に原因究明、資源回復へ向けた技術開発などの新たな取組が進められておりますが、安定した資源回復には時間を要する可能性が高く、本町としても資源増大・漁獲回復に向け、大津漁業協同組合、浦幌町と協議しながら、サケ増殖事業などに対し、積極的に支援してまいります。

更に、マツカワなどの資源増大に向け種苗中間育成事業など継続的に支援するとともに、北海道による広域漁場整備事業により大型漁礁を整備し、前浜漁業資源の維持増大を図り持続的な水産振興に努めてまいります。

また、大津漁港整備においては、新たな整備特定計画のもと、防災・減災機能の充実、衛生管理施設整備が進められ、漁業者の皆さんが安心して操業できる環境が整いつつあります。全面供用に向け、大津漁業協同組合など関係機関と連携し、要望活動に取り組んでまいります。

商工業の振興については、地域経済の活性化と消費喚起を積極的に図るため、プレミアム付商品券発行事業を継続し、本年度は開町140周年を記念し、年末発行分のプレミアム率を引き上げて実施いたします。

また、昨年6月末閉店いたしましたスーパーマーケットの事業継承問題については、でき得る限り早期に解決し、町民の皆様が安心して暮らせる町づくり実現のため努力いたします。

更に、町内商工事業者が抱える諸課題に対しましては、商工会が中心となって課題解決ができるよう、積極的に連携を深めてまいります。

これまで実践してまいりました『互産互生』事業については、静岡県掛川市や茨城県筑西市との交流を基軸とし、それぞれの自治体と関係のある自治体へとそのネットワークを広げつつ、本年度も事業拡大を模索してまいります。

地域経済の活性化、観光振興、人的交流の推進など地域における構造的な課題解決のために設立した『地域商社』は、まちなか活性化拠点施設（ココロコテラス）を活動の拠点として、新たな「とよころ創生」実現のため、各種事業に継続的に取り組んでまいります。

本町の観光資源で全国的に知名度を持った『ジュエリーアイス』は、毎年訪れる多くの観光客に対応するため、休憩所兼トイレを新設することとし、新年度予算に計上いたしました。今後においても各種メディアによる紹介や町、観光協会などの積極的なPRによって北海道を代表する冬の観光地として、さらに認知されるよう努めてまいります。

（3）健康で心ふれあうまちづくり

地域福祉の推進については、「豊頃町地域福祉計画」により子どもから高齢者、障がい者が住み慣れた地域において、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指して、各種施策を着実に実行してまいります。

また、様々な職種の関係者が協働して、個別支援のあり方と地域課題の検討を行う「地域ケア会議」を引き続き開催し、「地域包括ケアシステム」の取り組みを推進してまいります。

更に、本町の福祉ゾーンの中核的施設となっている福祉活動拠点施設「ひだまり交流館」は、子どもから高齢者まで幅広い世代の利用が定着しており、世代を超えた交流の場として、また、社会福祉協議会が中心となった具体的な福祉活動を実践する場として、引き続き有効利用を図ってまいります。

子育て支援については、少子・核家族化や人間関係の希薄化の進行が地域活力の低下や子どもの健やかな成長に影響を及ぼすとされる中で、「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、「こどもプラザとよころ」を核としてきめ細やかな切れ目のない本町ならではの子育て支援施策を展開してまいります。

保育については、「保育所保育方針」に示された保育所の機能、質及び環境の向上に努め、「学童保育所」では、適切な支援を行うことができる体制を確保してまいります。

また、「ことばの教室」の指導環境を充実させるとともに、妊娠・出産・養育期において母親が抱く育児・発達への不安や孤立感の解消のため、交流・相談の場などを提供し、安心して子育てができるよう「子育て支援センター」と関係機関との連携を一層強化し、支援の充実を図ります。

更に、次代を担う子どもたちの健全な育成と子育て世代の定住促進を図るため、小学校入学祝金、出産祝金、健全育成支援金及び保育所通所支援金の支給を継続いたします。

次に高齢者対策ですが、本町の高齢化は依然として高く、高齢化率は、本年1月末で39.0パーセントとなっております。

このような状況のなか、高齢者が自立し、生き生きとした生活を送ることができるよう、「第7期高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画」に基づき、医療、介護、介護予防、生活支援等の各種サービスに関係機関と連携しながら推進してまいりましたが、本年度は3年計画の最終年であることから、町内の高齢者を対象に地域の抱える課題や実情に合った地域支援事業を実施するため日常生活圏域ニーズ調査を行い、今後必要となる支援策等を的確に把握し、これらを反映した第8期計画（令和3年度～令和5年度）を策定してまいります。

また、高齢者のコミュニケーションの確保と生活支援・社会参加を図ることを目的として、聴力機能が低下した高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する事業を新たに実施してまいります。

介護保険事業については、事業者との連携を強化し、サービス提供体制の更なる充実を図ってまいります。なお、要介護や要支援状態になることを抑制するため、地域支援事業により多様なサービスを創設・提供してまいります。

また、高齢者の生活を地域で支えるため、生活支援体制整備事業に取り組むほか、「認知症初期集中支援チーム」を活用し、認知症の人やその家族を集中的に支援するとともに、各種見守りなどの事業を継続して実施してまいります。

更に、特別養護老人ホームとよころ荘については、建築後35年を経過し、老朽化が激しいことから豊頃愛生協会が施設の増改築を予定しておりますが、今後さらなる高齢者の増加が見込まれ、高齢者が安心して暮らせるための施設として必要であることから、その費用に助成してまいります。

障がい者福祉については、第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画に基づき取組を進めてまいりましたが、いずれの計画も本年が最終年となりました。すべての障がい者が安心して地域社会で生活できるよう、障がい者を地域全体で支えるシステムに関係団体と連携して支援する指針として次期計画の策定にあたります。

また、障がい者の自立に向けた相談・支援体制の充実を図るために「豊頃町障がい者相談支援事業所」の機能強化と各関係機関との情報の共有と連携を取ってまいります。

国民健康保険事業については、平成30年の4月から都道府県単位化により、北海

道が中心的な役割を担い、財政運営の安定化が図られております。

当初から懸念されておりました単位化による国保税の上昇は、基金等からの繰り入れにより、抑えることができております。

また、「北海道クラウド」を活用し、事務処理システム機能の強化を図り、窓口でのスムーズな対応をしてまいります。

保健事業については、町民の健診記録などを「健康管理システム」で管理し、健康管理を適切に行うとともに、疾病の早期発見・健康維持の観点から各種健康診断を継続して実施してまいります。

また、町民の健診や各種保健事業に対する関心を高めるための普及、啓発事業により、特定健診の受診率は平成28年度以降60パーセントを超え、全道でも14番目に高い受診率を達成しております。今後も町民自らが主体的な健康づくりを推進し、医療費の抑制が図られるよう、引き続き事業の普及、啓発を実施してまいります。

更に、重篤疾病予防対策として、各種予防接種費用の助成などを継続するとともに、健康づくりの第一歩を歯の健康づくり及び口腔管理ととらえ、各年齢層に応じた歯科検診、歯科健康学習を、より一層推進してまいります。

少子化、核家族化が進む中、子育て世代の育児不安解消のため、母子保健及び子育てに関する相談等に適切に対応し、切れ目のない支援を行えるよう、昨年10月に設置した「子育て世代包括支援センター」の相談・支援体制を整備するとともに、産後4か月未満の産婦の心身の不調や育児不安の軽減を図るために、日帰り型デイサービスを提供する「産後ケア事業」の実施を継続します。

また、不妊治療、妊婦健診費用及び不育症治療への助成を引き続き実施するとともに、高校終了までの医療費無料化を継続し、新たに新生児に対する聴覚検査を公費負担とし、子育て世代に対する経済的な負担の軽減を図ってまいります。

(4) 躍動感あふれる人づくり

本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育 生涯にわたって学ぶ人づくり」を推進し、小・中学生が一貫して「報徳のおしえ」を系統的に学び続けることで「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた、たくましく生きていく力を持った子どもを育てるため、豊頃中学校改築事業の設計関係費用を計上し、学校関係者をはじめ町民の皆様とともに将来を見据えた効果的・効率的な教育環境の整備を進めてまいります。

また、「学校運営協議会」により地域の人々と目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育む『地域とともにある学校』を推進するとともに、町民一人ひとりが生涯にわたって学び続け、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、文化・スポーツの振興など生涯学習の充実のため、総合教育会議を通じ教育委

員会と連携して教育行政を推進してまいります。

姉妹都市との交流については、町交流協議会と連携しながら積極的に取り組んでいるところであり、本年度は相馬市・滑川市への訪問団派遣事業を実施するとともに、小学生を対象とした少年親善使節団の相互交流を継続してまいります。

また、本年度は、隔年で実施しているカナダ・サマーランドへの中学生派遣事業の実施を予定しております。

(5) みんなが力を合わせるまちづくり

これまで積み重ねてきた協働のまちづくりを更に発展させ、町民と行政がともに支え合うまちづくりを推進してまいります。

協働のまちづくりについては、協働のまちづくり地域提案支援事業を活用し、各地域づくり協議会や行政区などが、多くの自主活動を行っており、今後も地域の実情に沿った支援事業を実施してまいります。

行財政の運営については、第6次豊頃町行政改革大綱に基づき、事務事業の見直しや経常経費の抑制、職員の意識改革等に取り組んでまいりました。昨年は、新たに福祉課保険係の窓口及び案内、相談業務を役場庁舎1階に移設したところ、特に高齢者の方々から喜ばれ、混乱なく各種手続きを行っております。本年は、第6次豊頃町行政改革大綱の最終年であることから、新たな大綱の策定に取り組みます。

本町の財政については、地方交付税に依存するところが大きく、貴重な自主財源の町税は横ばい傾向にあります。更に収納率向上を図るため適正な対策を講じ、町税等の納入意識の高揚に努めてまいります。

今後も限られた財源の効率的な運用に努めるとともに、役場機構の再編など、町民の視点に立った行政サービスの向上と効果的な行財政改革を進めてまいります。

本年度は、開町140周年を迎えたことから、役場庁舎前庭のタイムカプセル開封など各種記念事業を実施するとともに、北海道日本ハムファイターズから応援大使を迎え、地元後援会と協力しながら関連事業を実施してまいります。

以上、令和2年度の町政推進にあたっての一端を申し述べさせていただきましたが、具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際にご説明申し上げます。

私の求める「あたたかい 心がかよう ^{まち} 豊頃」への道のりは決して容易なものではありません。町民の皆様とともに郷土豊頃町を愛し、発展させるため全力で町政運営に取り組む所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ町政執行方針といたします。

令和2年度 教育行政執行方針

令和2年度第1回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会をはじめ町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

時代は平成から令和へ改まり、豊頃町は開町140年の節目となる、新たな時代を迎えています。少子・高齢化や生産年齢人口の減少、IoTやAIを活用し新たな価値を生み出す社会が到来しようとする今、本町が将来にわたって発展し豊かな社会を実現していくためには、未来を担っていく無限の可能性を秘めた子どもたちが、それぞれの夢を持ち、その実現に挑戦し、幸福な人生とよりよい社会の創り手となる力を身に付けることが重要で、地域を支える人材の育成を担う教育の役割がますます重要となり、学校教育や社会教育をはじめ、町全体の教育機能が連携・接続した一体的な教育の推進と、町民一人ひとりが生涯学び続け、様々な力を社会に生かすことができる生涯学習社会を形成していくことが必要であります。

教育委員会といたしましては、本町の子どもたちが、様々な社会変化にも果敢に挑戦し、新しい時代を力強く切り拓いていくことができるよう、学校、家庭、地域との緊密な連携の下、規範意識や自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、ふるさとへの誇りと愛着を持ち、自らの可能性を発揮し未来に向かって逞しく生きぬいていく力を支える「知・徳・体」の調和を重視した教育を推進するとともに、町民一人ひとりが主体的に社会に関わり、生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、本町の教育目標「報徳のおしえをうけつぎ いきいきと輝く 町民をめざして」の実現に向け、次の教育施策を推進してまいります。

1、教育環境の整備充実

平成27年度から総合教育会議で、町長と協議検討し教育の振興を図るために重点的に講ずる施策としての豊頃中学校改築事業が、本年度実施設計に着手するまでに至りました。児童生徒が減少する本町の学校教育環境において、中学校校舎・体育館の改築に併せて、小中連携その先にある小中一貫教育を効果的かつ効率的に施せる学校施設の実現を目指していきます。

豊頃小学校では、相談室等に利用可能な仕様変更の改修工事や非常時の安全対応のための非常用放送設備、防火扉閉鎖装置の修繕など安全安心のための改修を、大津小学校では、冬期間の生活環境改善のため、建具の計画的改修や特別教室の設備修繕を行います。

また、学校給食センターのスチームコンベクションオーブンを更新するなど施設の適切な維持管理、安全衛生管理に努めるとともに、学校教材備品の充実を図り、児童生徒が安心して通学し、快適な環境で学習できるよう所要の整備を行ってまいりま

す。

また、保護者に対する教育費負担軽減のため、小学校入学祝金、小中学校等修学旅行費交付金、高等学校等就学助成金事業等と継続実施してまいります。

学習施設においては、える夢館のLED照明改修を年次計画に基づき実施、エレベーターの地震に対する安全対策改修工事を行い、町民の文化・スポーツ活動の拠点施設として適切な維持管理に努めてまいります。

2、学力向上、豊かな心と健やかな体の育成

これからの社会変化は予測困難な状況ではありますが、前向きに受け止め、主体的に向き合い、関わり合い、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え判断して行動し、可能性を發揮し、人生の創り手となるための力を子どもたちが育めるよう、主体的・対話的で深い学びの視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高めるカリキュラム・マネジメントを実践していくことが重要であります。

昨年4月に小学校6年生と中学校3年生の児童生徒を対象に、小学生は国語・算数、中学生は国語・数学・英語の教科において「知識」「技能」に関する令和元年度全国学力・学習状況調査が行われ、小学校の国語の書くことの領域を除いて全国・全道平均を上回り、中学校の国語、数学、英語においても全ての領域で全国・全道平均を上回り、特に小学算数の量と測定、中学数学の関数では大幅に全国・全道平均を上回る結果となり、習得すべき内容を確実に身に付けているといえる状況となっております。

各学校においては、調査結果を踏まえた上で、今後も学習規律の定着と基礎的・基本的な学習内容の確実な習得に努めるとともに、今後ますます活用する場面が増えるであろうICTを活用した授業を取り入れ「分かる・楽しい授業づくり」に努めながら、児童生徒の学ぶ意欲を高めると同時に、学ぶ楽しさが実感できるよう授業を工夫・改善してまいります。

また、町教育研究所が作成した「家庭学習の手引き」を活用し、家庭と連携を図りながら学習の仕方や学習習慣が身に付くよう取り組んでまいります。

(2) 児童生徒の豊かな心と規範意識の育成を目指した取り組みとして、教科化された道徳の授業において、小学生では生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実します。中学生は思春期の特性を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方を見つめさせる指導を充実するとともに、「子ども報徳訓」の実践・充実に努めるとともに、郷土に対する誇りと愛着心を育む郷土学習や職業体験、ボランティア活動を通して様々な人たちとふれ合い、互いに支え合いながら、自らの生き方を主体的に考えることができる力を育む活動を推進してまいります。

(3) 児童生徒の体力向上に向けた取り組みとして、子どもの日常生活の場となる学校、家庭、地域社会が連携して、体力の向上や運動習慣の改善・定着化、望ましい生活習慣の育成が必要となります。体力向上は健康維持のほか意欲や気力の充実にも大きく関わっており、生涯にわたって心身ともに健やかに生きるための基盤となるものであることから、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用するなど、各学校において、それぞれ発達段階に応じた向上対策に取り組むとともに、学校、家庭、地域指導者の協力を得ながら、スポーツ少年団活動や部活動を引き続き支援してまいります。

児童のむし歯予防対策として町が推進し、各小学校で実施しておりますフッ化物洗口事業については、未実施児童の保護者の皆様にもより理解が得られるよう周知を図りながら継続実施してまいります。

学校給食につきましては、安全で栄養バランスの優れた給食を提供するため、施設・設備の適切な保守点検と食材等の衛生管理を徹底するとともに、地場食材を活用し、子どもたちが健康に生活していくための食に関する正しい知識・望ましい食習慣と食に対する感謝の気持ちや郷土への理解を深めるため「ふるさと給食」の充実と栄養教諭による「食育に関する指導」に努めてまいります。また、食物アレルギーを持つ子どもに対しては、関係機関との情報共有や緊急時に備えた体制構築など、子どもたちがより安心して給食をたべられるよう適切な対応を図ってまいります。

(4) 特別支援教育は、個々の違いを認識しつつ人々が生き生きと活躍できる共生社会を形成する基礎となるとの認識を共有し、特別な支援を必要とする児童生徒には、学級担任のほか全教職員で支援する体制をつくとともに、新年度においては、特別支援教育支援員を増員して配置し、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行ってまいります。

また、教職員の指導力向上のため専門研修等を受講するなど、発達状況に応じた指導・支援の充実を図ってまいります。

(5) コミュニケーション力の向上は、今日求められている課題のひとつですが、グローバル化が進展する今日、児童生徒の国際感覚を育むため、中学生のサマーランドへの派遣交流事業を実施するほか、引き続き外国語指導助手と外国語活動指導員を各学校へ派遣し授業補助を継続して実施します。また、北海道教育大学釧路校や東京学芸大学の学生研修、ボランティアの受け入れを通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めてまいります。

3、地域とともにある学校づくりの推進

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、教育改

革、地方創生等の動向からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されております。

子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりによる教育がなければ実現困難であります。

輝く子どもたちの未来の創造に向けて、学校と地域がパートナーとして連携・協働による取り組みを進め「学校運営協議会」により地域の人々と教育目標や校長の学校経営ビジョンを共有し一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を推進していきます。

4、豊頃町立学校における教職員の働き方改革推進プラン

本町の推進プランは、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、北海道教育委員会が定めたガイドラインに準拠し、令和元年7月に改正された「北海道アクションプラン」に基づき令和2年2月に改定しました。

学校を取り巻く環境は複雑化・多様化し、教職員の長時間労働の実態は、日々の教育活動の質に関わる重大な問題であるとの認識から、教職員の長時間労働の改善に早急に取り組み、学校教育の質の維持向上を図ることとしたもので、令和2年度末までに推進する努力目標として、通常勤務時間を除く、在校等時間を1か月で45時間以内、年間360時間以内にするを基本目標とするものです。

目標達成の指標としては、部活動における休養日を週当たり2日以上設ける、定時退勤日を月2日以上、学校閉庁日を年9日以上実施することとしています。

今後も、保護者や地域住民への理解と協力を得て、目標達成の取り組みを検証し、見直し、改善により実効性のあるものとして、教職員の長時間労働の改善を進め、心身の健康保持の実現と誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図ってまいります。

5、健全育成、安全教育の推進

(1) いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、各学校で策定した「いじめ防止基本方針」の定着を図り、望ましい人間関係の醸成はもとより、いじめや不登校の未然防止と適切な実態把握による早期発見を基本として、組織的かつ迅速な対応が図られるよう取り組むとともに、危険ドラッグ等の薬物乱用防止や性に関する指導を継続してまいります。

また、多様化・高度化した情報通信社会において、インターネットを利用した誹謗・中傷の書き込みなど、子どもに関わる事件、トラブルが多発していることから、学校と家庭が連携して情報モラルに対する意識の向上を図ってまいります。

(2) 「豊頃町通学路安全対策連絡協議会」による通学路の合同点検、安全確保に係る対策の実施により、交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進するとともに、児童生徒を犯罪などから守るためには、地域の方々の見守りや情報共有はもちろんのこと、児童生徒が自ら安全に行動する能力を身に付けることが重要であることから、各学校において、交通安全教室や防犯教室等を実施し、事故や犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

また、火災や地震・津波等の自然災害、Jアラート発令時等に対する防災教育や避難訓練を定期的実施し、自ら命を守りぬくため主体的に行動する態度の育成や、安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

6、小・中学校連携教育の推進

小中連携の実施に当たり、小・中学校教職員がそれぞれの課題解決に資するため、互いに授業を参観し合ったり、合同研修等を実施したりすることで、小・中学校教職員が互いの専門性に学び、9年間の教育課程及び指導方法の理解に資することが学校間連携・協力体制の第一歩と言われており、本町においては、義務教育9年間の教育課程に位置づけられている「報徳のおしえ」を基盤に、系統的で一貫性のある連携教育を推進してまいります。

なお、豊頃中学校改築工事の完成、開校を令和5年に予定しており、町内小・中学校合同行事等による児童生徒の交流や、教職員の相互派遣、授業公開や研究協議による共通理解など、小中連携教育のなお一層の推進を図ってまいります。

7、響きあい、高めあう社会教育の実現をめざして

本町の社会教育として、第一に、自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足、自己実現・成長を通しての「人づくり」。第二に、住民の相互学習を通じ、つながり意識や住民同士の絆の強化による「つながりづくり」。第三に、地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起、住民の主体的参画による地域課題解決となる「地域づくり」。

これらの充実により、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を果たす社会教育を推進してまいります。

「学び続け、認め合う社会教育をめざして」町民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した生活を送るためには、自ら学びその成果を社会に還元することが必要であり、このことで「人と人」、「人と学び」が響き合い、高め合い、まちづくりの基盤となって発展へと繋がっていきます。

町民一人ひとりが目標を持って学び、その成果が日常生活や社会活動で有効に生かされる社会教育を推進するため、幼児期から高齢期まで、それぞれのニーズに応じた様々な学習機会を提供してまいります。

(1) 少年教育

次代を担う子どもたちの健全な育成は、家庭、学校、職場、地域など、あらゆる分野におけるすべての人々がそれぞれの役割と責任を担いつつ、相互に協力しながら良好で安全、安心な社会環境をつくることが求められています。

子どもたちが「ふるさと豊頃」に対する誇りや愛着を高めるとともに、郷土の自然や歴史、文化を自ら学び、自ら考える力を身に付けることができるように「える夢キッズクラブ」や「通学合宿」など、様々な体験学習を実施してまいります。

また、少年芸術鑑賞会など優れた芸術にふれる機会を設け、「豊頃町子どもの読書活動推進計画」によるブックスタート、セカンドブック事業を通して、本に親しむきっかけを作り、豊かな人間性や社会性を育むための教育を充実してまいります。

(2) 成人教育

○青年教育

地域づくり、まちづくりの次代を担う青年が、社会の一員として自覚し、自らの意思で活動する意識を醸成するため、町が実施する各種交流事業と連携を図りながら、ニーズに応じた学習機会や交流事業を提供し、リーダーとなる人材の育成に努めてまいります。

○成人一般教育

町民の多種多様な学習要求に応えるため、える夢大人の文化講座やえる夢出前講座等の内容を充実するとともに、個人・グループ・サークル等の活動支援を行い、学びの成果を地域で生かし連帯感を高め、交流を促進するために必要な学習機会を提供してまいります。

○高齢者教育

高齢者が、充実した生活を送るための学習活動の場である豊寿大学や生涯教室を継続実施するほか、学習要求に応じた学びの場の提供・支援など、高齢者がこれまで培ってきた豊富な知識、経験をさらに高め、次世代へ伝えるための機会の拡充を図ってまいります。

(3) 芸術・文化

豊かな人間性と情操を育むため芸術鑑賞会等を開催し、優れた芸術・文化にふれる機会を拡充するほか、町民文芸誌の発行や芸術・文化活動の成果を発表する場を提供するとともに、文化協会や自主活動グループ等への支援を行ってまいります。

(4) 文化財

文化財は、わが町の歴史や文化を伝える重要な財産であり、豊頃町への愛着や誇りにつながるものであることから、適切な保護・保存・活用、民俗文化財の継承・育成を支援し、郷土に関する学習活動を推進するとともに、十勝発祥の地である大津の歴

史について、現在までの関係各位の調査研究成果をまとめた資料の制作を行います。

また、町指定文化財である「はるにれの木」の倒壊防止対策など保護修繕事業を継続実施してまいります。

(5) 社会体育

利用者が安全で安心して、それぞれの年齢や体力に応じてスポーツに親しめる場の充実に努め、町民の生涯スポーツ活動を推進してまいります。

スポーツ関係団体と連携して各種スポーツ大会を開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代が一年を通して心身の健康と体力の増進を図るため、スポーツ教室や出前講座などを実施してまいります。

また、多様化するスポーツ活動の要求に応えるため、スポーツ団体、指導者の育成を推進してまいります。

(6) 学習拠点施設の整備充実

町民が学習や文化・スポーツ活動等を行うための拠点施設である「える夢館、図書館、総合体育館、町民プール」などが安全、快適に利用できるよう、適切な維持管理と器具・備品等の充実を図るとともに、各種情報の提供や相談にきめ細やかに対応し、気軽に利用できる施設運営に努めてまいります。

8、開かれた教育行政の推進

情報化やグローバル化など急激な社会変化の中、教育水準の維持向上と地域の実情を考慮した自律的教育行政を推進するには、教育関係者のみならず、町民皆様のご協力と相互連携が大変重要であります。

教育委員会は、このことを踏まえ、施策の効果の検証と改善を絶えず行いながら効果的な教育行政の推進に努めるとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育に関し学識経験を有する方々の知見を活用しながら点検及び評価を行ってまいります。

また、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに公表し、町民の皆様への説明責任を果たすよう努めてまいります。

以上、令和2年度教育行政執行に関する主要な方針を申し上げましたが、教育委員会といたしましては、今後も総合教育会議等を通して町長と十分に意思疎通を図り、本町の教育大綱である「報徳のおしえを育む教育」「生涯にわたって学ぶ人づくり」推進のため、小・中学校が一貫して「報徳のおしえ」を系統的に学び続け、知、徳、体のバランスに富んだ逞しく生きていく力と豊かな心を持った子どもを育てる学校教育や社会教育の充実、文化・スポーツの振興などに努めてまいります。

町議会をはじめ町民皆様の教育行政に対するご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

●藤田議長 これでは、令和2年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明は終わりました。

◎ 議案第16号

●藤田議長 日程第14 議案第16号豊頃町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菅原副町長。

●菅原副町長 議案書1ページをごらんください。

議案第16号豊頃町課設置条例の一部改正について説明申し上げます。

役場機構の課の設置及び係の配置は、事務事業の見直しなど、組織機構を整備しながら、豊頃町行政改革大綱等に基づいて随時見直しを行ってきております。

本案は引き続き各課事務分掌の配置見直しを行い、行政サービスの一層の向上を図るため、課の設置条例の一部を改正するものであります。

改正内容は第2条、各課の分掌事務であります。議案説明書、説明第1号により御説明いたします。

議案説明書1ページをごらん願います。

表の左欄、現行、総務課の第6号契約に関するものを、右欄改正後、住民課第8号に改め、現行住民課の第8号防災に関するものを、改正後総務課の第6号に改めるものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものでありますので、御審議をよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 今回の課設置条例の一部改正であります。何か事務分掌が行ったり来たりしているように思いますが、係の異動のたびに職員の業務に支障が生じないのかどうか心配をしているところでもあります。町民にわかりやすい行政を目指していると思いますが、窓口がこのように変わることにより、町民や関係者が困惑しないのか心配をしておりますが、今後またこの事務分掌の見直しによりこういうことがまた、たびたびあってはいけないと思うのですが、事務分掌変えて、それぞれの課の再編等があると思えます。こういうのは、ときにより、実際行わなければならないと思

いますが、こういったことは余りないほうがいいのかというふうに思いますが、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

●藤田議長 菅原副町長。

●菅原副町長 組織機構の改正につきましては、石田議員御指摘の部分も確かに御意見としてあろうかと思えます。組織機構を改めるのは、時代とともに町民の皆さんの要請も変化してまいりますので、今後も時代にあった組織機構を見直していかなければならないと思っております。大きくは、やはり住民サービスを向上させる、継続してよくしていく、あるいは時代にあった職員の配置等を検討していく、他機関との連携、情報交換を充実させていく、そのような観点から今後も議会に御相談を申し上げながら機構改革を進めてまいりたいと思えます。

よろしくお願いたします。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 提案されました設置条例についての、この件も今石田議員の質問内容に若干重複するかもしれません。今後、新年度予算についても協議されるわけですが、やはり行政の町民への能率サービス、行政の合理化、それから改革、それらを前提とした場合に、既存の課の配置、設置、それから場所、これについての不具合が、やはり町民からいろいろと苦情として挙がっております。それらについて、これを機会に総合的に検討をしてもらえるかどうか。新年度にあわせて、協議をしていただきたいという希望が一つです。

それは、何ゆえかという、本町に所属する課の設置と、それから外部にそれを移設された過去のその設置との不具合が、どうも行政の横のつながりがうまく円滑に運営されてないというようなところを感じます。

これらについては、新年度予算のときにちょっと触れさせていただきますが、そういうものを考えながら全てを総合的に、これを機会にやはり検討していくべきではないか。これ見ていると総点検をひとつ要望したいと思えますが、それらについての具体的なものについては、以後触れさせていただきますが、そういう考えがやはり理事者、町長として日ごろ見ていて、どうあるかというところの、もしさわりがあれば御説明いただきたいと。感想だけで結構です。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 条例上で課の設置条例を設けておりますが、私どもの仕事としては、今副町長が言うとおりの、非常に臨機応変に対応したいと。それによって、また町民に迷惑かけるようでは困りますけれども、最近特にこの防災関係については、いつ、どのような形でそういう有事があるかわかりません。そうすると、どうしても役所を仕切

る課、つまり総合的な責任の持つ課のほうに異動したような形であります。

先ほど、石田議員の御指摘のとおり、ときどき変わるわけでありますので、このこともこれからまた、北海道と振興局とそして各自治体、町村自治体ともある程度整合性をとらなければならないものですから、これから変わることが出てくるかもしれませんけれども、できるだけ社会情勢にマッチしたその地域、地域の特性もありますけれども、今御質問のとおり、住民と密着できるような設置、それともう一つ、御指摘のとおり、課を横断して作業することが非常に私どもの仕事というのは窮屈であります。特に小さな町は、そういった窮屈を取り除いて、有事の際にはやはり一つのチームとして町民の生活を守るべきというふうに考えております。

今後も設置条例が変わる場合については当然議会の御意見をいただきますけれども、できるだけ町民が安心してできるような設置を心がけていきたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

●藤田議長 日程第15 議案第17号豊頃町外勤務者助成金交付条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田企画課長。

●山田企画課長 議案書3ページをお開き願います。

議案第17号豊頃町外勤務者助成金交付条例の一部改正について御説明いたしま

す。

本案は、豊頃町に居住する若者などが町外の職場に通勤するために要する経費の一部を助成することにより、定住促進を図ることを目的として、平成23年度に制定したものでありますが、対象年齢の拡充を図るとともに本条例の執行期限をなくし、今後においても継続的に交付金の交付を可能とするよう、豊頃町外通勤者助成金交付条例の一部を改正するものであります。

条例改正の内容につきましては、別紙議案説明書3ページ、説明第2号により説明いたします。

交付対象者の対象年齢を拡充するため、第2条第1項第1号中「40歳未満」を「60歳未満」に改めます。また、来年3月31日までであった本条例の失効期限をなくすため、附則第2項を削ります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものであります。なお、今条例改正により、新たに約40名の方が町外通勤者助成の対象となる見込みであることを申し添えます。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 非常にこの条例の改正については、20歳思いきってプラスしました。この根拠というのは、予算の関係もあるでしょうし、現状の本町から町外に出る通勤者に対するアンケートが推移をしているのでしようけれども、これは予算を伴うわけです。

今回について、新年度にも上がっていますが、この今の世情の中で、60歳というこの20歳をプラスした要因、18歳から40、18歳から60です。これは私の希望としては非常に喜ばしい話なのですが、いい制度だと思います。

これを思い切って本町は、働く場所を確保するという事は、なかなか難しい現状の中で、思い切って65歳、数年たったら定年退職は、定年の年度は65になります。これはもう、絶対になる。したがって、それを先取りして、豊頃町は思い切って65歳ぐらいまで年齢をアップしてもいいと思いますが、そこら辺の感想、町長、お願いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 この通勤手当、町外の通勤手当につきましては、御承知のとおり、当初は私の町に住んでもらいたいと、そして住所も私の町に置いておきたいというので、

若い方ということで40歳を限度としているということになっておりますが、最近、今大崎議員の御指摘のとおり、60になった方も町外に働いている方がたくさんいらっしゃいまして、予算では約300万が600万ラインになるわけなのですが、できるだけやはり本町に住んでもらいたい。特に60歳前後の方は、大体本町に住所、家を構えている方がほとんど多いようなわけで、若い方はどうしてもそういった条件等によっては、他町村に行かれる場合がありますから、今まではそういった意味では、どうしても引きとめておくのにはこういう形をとったわけです。

今後、今65歳、70歳までというような形、十分、もう一度担当課のほうで調査いたしまして、60歳を超えている方もたくさんいらっしゃれば、それもまた何らかの形で検討していきますけれども、今現在では、60未満の方に本町から町外に出ている方について、こういう措置をとりたいというふうに考えております。

今、御指摘のとおり、60過ぎた方についても調査をいたしまして、十分検討していきたいというふうに考えております。

●藤田議長 大崎議員。

●6番大崎議員 現状で提案されて、これは、即65というふうに変えるのはなかなか難しいと思います。したがって、今、町長の説明どおり、本町の現状を的確にやはり把握し、将来像を見ながら、第5次豊頃町まちづくり総合開発計画にのっとり目玉にもして、定年年齢が65は、これは先ほど触れましたように、間違いなく早晚なると思います。そういうところの見直しを、この提案を契機にやはり様子を見ながら即対応、柔軟な対応をひとつ希望したいと。こういうふうにも考えていますので、最後一言、確認の意味で。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今後十分検討していきたいと思いますが、御存じのとおり予算も限られておりますので、十分予算の範囲でできるだけ対応していきたいというふうに思っております。ただ、こういった福祉的な予算については、下がることとか戻ることとはできないわけではありますが、今後十分、財政事情等を考えながら、担当者と協議していきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

●藤田議長 日程第16 議案第18号豊頃町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

廣澤子育て支援所長。

●廣澤子育て支援所長 議案書5ページをお開き願います。

議案第18号豊頃町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

本条例につきましては、市町村は放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業の設備運営に関して、条例で基準を定めなければならないとされているところであり、この度の改正は厚生労働省令の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

改正内容につきましては、議案説明書5ページ、説明第3号により御説明いたします。

本基準条例では、学童保育事業の事業者に対して、一定の要件をもった職員、放課後児童支援員とありますが、1カ所当たり2人以上支援員の配置を義務づけております。第12条第3項では、この支援員の資格要件として、保育士や社会福祉士などの資格を有する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者と規定しています。この度の改正は、研修の実施主体として地方自治法に定める指定都市の長を新たに加えるものであります。

次に、同項第1号から第9号までは、支援員の基礎資格を規定しているものですが、第4号につきましては、教育免許状を取得したものについては、支援員の資格を有する者であることを明確にするため、教育職員免許法に規定する免許状を有する者と改めるものです。第5号につきましては、学校教育法の改正により創設された専門職大学の取り扱いを踏まえ、支援員の資格に専門職大学の前期課程を修了した者を加えるものであります。

5 ページから 6 ページになります。

第 9 号の次に第 10 号として、5 年以上学童保育事業に従事した期間があり、町長が適当と認めた者は、支援員の資格者とする規定を新たに加えるものです。

次に、附則第 2 条は、本則第 12 条第 3 項に定める支援員の資格研修について、当該研修を修了していない者であっても、支援員の資格を有していれば、平成 32 年、令和 2 年になりますが、3 月 31 日までに研修を修了することを予定している者は支援員とみなす、みなし支援員の経過措置であります。

この度の省令では、これまで事業に従事する者やその員数については、市町村が異なる内容を定めることは許されない、従うべき基準とされていたものを、地方分権を推進する観点から、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許される参酌すべき基準とされたところであります。これにより、本基準の全ての事項について、市町村が責任を持って判断する参酌すべき基準となりましたが、本町としては、利用児童の安全確保や事業の質を確保する視点から、事業に従事する者や員数については従来どおりとして改正は行わないことといたしました。

そのようなことから、国ではみなし支援員の経過措置は終了するとのことでありましたが、本町では、今後研修を予定する職員もあり、また支援員の質の確保と向上を図る機会を確保するためにも、経過措置期間を当分の間として延長するよう改めるものであります。

なお、附則として、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

●藤田議長 午後1時まで、昼食のため休憩をいたします。

午後12時05分 休憩

午後 1時00分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

◎ 議案第19号

●藤田議長 日程第17 議案第19号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重総務課長。

●下重総務課長 議案書7ページをごらん願います。

議案第19号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

本案につきましては、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員及び非常勤職員の育児休業に関し、関係条例14本について必要な整備を行うこととして定めるものであります。

条例制定の主な内容について御説明申し上げます。

議案説明書7ページ、説明第4号をごらんください。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

第1条につきましては、豊頃町行政区設置条例の一部改正でございます。内容につきましては、条例第3条第5項において、行政区長を特別職の非常勤職員とする旨に規定を改正するものでございます。第2条豊頃町交通安全指導員等設置条例の一部改正については、同条例第4条において、指導員及び推進員を会計年度任用職員とする旨を、同第6条において、その任期を任命の日から同日の属する会計年度の末日とする旨を、第8条において、指導員及び推進員の報酬、手当及び費用弁償について、第8条の2において、特別指導員について規定するものでございます。

第3条豊頃町職員定数条例の一部改正については、同条例第1条において、緊急の場合において臨時的に任用される職員を定数から除く旨の規定を追加するものでございます。

第4条公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正については、同条例第2条第2項第1号及び同第3項において、法律改正等に伴い、文言等を整理する

ものでございます。

第5条豊頃町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正については、同条例第3条第4項として、会計年度任用職員の休職に関する既定の適用については任期内とする旨の規定を追加するものであります。

第6条豊頃町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正では、同条例第3条において、第1号会計年度任用職員の給料の月額に関する説明を追加するものでございます。

第7条豊頃町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正については、同条例第2条に第2項として、会計年度任用職員のサービスの宣誓について任命権者が特段の定めをすることができる旨の規定を追加するものであります。

第8条豊頃町職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正では、同条例第19条において、非常勤職員を会計年度任用職員に改めるとともに、必要な文言を整理するものであります。

第9条豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、育児休業することができない職員について及び任期付短時間勤務職員についての規定を追加するとともに、それらの給料、期末手当、号級調整、部分休業等の規定を追加するものであります。

済みません、議案説明書のほう飛びます。19ページになります。

第10条豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正では、同条例第1条において、地方自治法の改正に伴い、条項の番号を改正するものでございます。

第11条豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正では、任期付短時間勤務職員の規定を追加するとともに、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員の月額給与の算出方法について追加するものであります。加えて、会計年度任用職員の給与については、別に条例で定めるものに改正するものであります。

次のページ、失礼します、ちょっとページが飛びます。23ページ。

第12条豊頃町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。第12条につきましては、同条例第36条の旅費の特例の規定から第1号会計年度任用職員を除く旨の規定を追加するものでございます。

次、第13条豊頃町福祉施設条例の一部改正についてでございます。同条例第6条第2項に施設の管理人を会計年度任用職員とする旨、同第3項に管理人の任期は、任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする旨の規定を追加するものであります。

第14条豊頃町農業研修施設設置条例の一部改正については、第7条を第8条に

第6条を第7条に改め、新たに第6条として、第1項に施設に管理人を置くことができる旨の規定、第2項に管理人を会計年度任用職員とし、第3項に管理人の任期は、任用の日から同日の属する会計年度の末日までとする旨を追加するものであります。

なお、附則として、本条例の施行期日を令和2年4月1日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号

●藤田議長 日程第18 議案第20号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田企画課長。

●山田企画課長 議案書、17ページをお開き願います。

議案第20号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について御説明いたします。

このたびの変更は、平成28年3月に、平成28年度から令和2年度までの計画期間として策定した豊頃町過疎地域自立促進市町村計画に、令和2年度当初予算に計上している「特別養護老人ホームとよころ荘大規模改修補助」を追加し、過疎対策

事業債による財政支援を受けるため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、計画書の5高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進（3）計画の表（1）高齢者福祉施設の項に、「特別養護老人ホームとよころ荘大規模改修補助」を追加するものであります。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なし）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第21号

●藤田議長 日程第19 議案第21号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田企画課長。

●山田企画課長 議案書、19ページをお開き願います。

議案第21号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について御説明いたします。

この度の変更は、平成28年6月に、平成28年度から令和2年度までの計画期間として策定した天津辺地に係る公共的施設の総合整備計画に、令和2年度当初予算に計上している冬期観光施設整備事業「仮称ジュエリーハウス建設事業」を追加

し、辺地対策事業債による財政支援を受けるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定に基づき、辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

変更内容は、計画中の3公共的施設の総合整備計画の表に、「観光施設（ジュエリーハウス建設事業）事業費3,900万円」を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第22号

●藤田議長 日程第20 議案第22号定住自立圏形成協定の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山田企画課長。

●山田企画課長 議案書21ページをお開き願います。

議案第22号定住自立圏形成協定の変更について御説明いたします。

本案は、平成23年度から取り組んできた定住自立圏構想について、帯広市との間で現協定の追加等の協議が整ったことから、定住自立圏形成協定を変更することについて、豊頃町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第2号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更の趣旨であります。本案は平成23年7月7日に帯広市との間で締結し、平成28年3月31日に一部を変更した十勝定住自立圏の形成に関する協定書に基づき策定した第2期十勝定住自立圏共生ビジョンの計画期間が令和元年度をもって終了し、新たに令和2年度から6年度までを計画期間とする第3期共生ビジョンが策定されたことに伴い、協定書の別表1から別表3までの一部を変更するものであります。

協定の変更内容につきまして、別紙議案説明書25ページ、説明第5号により御説明いたします。

主な変更箇所アンダーラインを引いてありますので、御参照願います。

初めに、25ページの別表第1生活機能の強化に係る政策分野では、4産業振興の(2)「フードバレーとかちの推進」を「フードバレーとかち及びバイオマスの利活用の推進」に変更して、これまでフードバレーとかちの取り組みであったバイオマスの利活用を格上げし、帯広市と関係町村が連携して家畜糞尿由来の再生可能エネルギーに関する調査研究を行うため、取り組み内容、甲の役割、帯広市、乙の役割、豊頃町の役割にそれぞれ関係文言を加えております。

また、26ページ、(8)の航空宇宙産業基地構想の推進については、定住自立圏としての取り組みが終了するために、取り組み項目から削除しております。

次に、同じ26ページの別表2、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、3移住・交流の促進の(2)結婚を希望する若者の支援について、定住自立圏としての取り組みが終了するために、同じく取り組み項目から削除します。

27ページの別表第3、圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野の2データ分析(1)圏域レベルのデータ集積・活用についても同様に、定住自立圏としての取り組みが終了するため、取り組み項目から削除しております。

以上が協定書の改定内容でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第1号

●藤田議長 日程第21 同意案第1号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第1号豊頃町教育委員会委員の任命について御説明いたします。

現職であります鈴木委員は、本年3月31日をもって任期満了となりますので、再び任命いたしたく、法律の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町茂岩末広町113番地。

氏名は、鈴木千賀子氏であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は、同意することに決定しました。

◎ 同意案第2号

●藤田議長 日程第22 同意案第2号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第2号豊頃町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明いたします。

現職であります中村委員は、本年4月21日をもって任期満了となりますので、再び選任いたしたく、法律の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町大津寿町32番地の1。

氏名、中村哲蔵氏であります。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は、人事案件につき、討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は、同意することに決定しました。

◎ 休会の議決

- 藤田議長 日程第23 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、明日3月11日を休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、明日3月11日を休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 藤田議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時24分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員